

# 財団法人 国際湖沼環境委員会 寄付行為

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人 国際湖沼環境委員会(英語名「International Lake Environment Committee Foundation」、略称「ILEC」という。

### (事務所)

第2条 この財団は、事務所を滋賀県草津市下物町 1091 番地に置く。

### (目 的)

第3条 この財団は、世界の湖沼環境の健全な管理及びこれと調和した開発の在り方に関して、調査研究を行うとともに国際的な知識の交流を図り、もって我が国内外の湖沼環境の保全及び湖沼環境保全に関する国際協力の推進に資することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界の湖沼環境及びその管理に関する情報の収集と提供
- (2) 湖沼環境管理に関する調査研究の推進
- (3) 開発途上国における湖沼環境管理及び環境管理と調和した湖沼資源の開発計画策定に関する援助
- (4) 湖沼環境及びその管理に関する研修の実施
- (5) 国際連合環境計画の実施する開発途上国における湖沼の環境保全に資する活動に対する支援
- (6) 湖沼環境保全に関する国際協力の推進等に資する我が国内外の政府機関、地方機関、研究機関等との交流の推進
- (7) その他この財団の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第5条 この財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この財団の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、外務大臣及び環境大臣(以下「主務大臣」という。)の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この財団の事業報告書及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に主務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 この財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短

期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、この財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 この財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(役員)

第16条 この財団に、次の役員を置く。

理事 8人以上15人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長、2人以内を専務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により理事長、副理事長及び専務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届けなければならない。

(職務)

第18条 理事長は、この財団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序によりその職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、並びにその意を受けてこの財団の業務を総括、処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄付行為に定めるところにより、この財団の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会または主務大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の召集を請求し、若しくは召集すること。

#### (任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現数および評議員現数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、理事会の議決を経て、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

#### (構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第23条 理事会は、この寄付行為に定めるもののほか、この財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

#### (召集及び開催)

第24条 理事会は、毎年2回以上、理事長が召集する。

- 2 理事長は、次の各号の一に該当する場合には、その日から14日以内に理事会を召集しなければならない。
  - (1) 理事現数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
  - (2) 第18条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。
- 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少

なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議決は、この寄付行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この財団に、評議員10人以上20人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員には、第19条、第20条及び第21条(第1項のただし書を除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が召集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、必要な事項について、理事長の諮問に応じ審

議し、助言を行う。

- 5 評議員会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 科学委員会及び顧問

### (科学委員会)

第32条 この財団の目的を達成するため、この財団に科学委員会を置く。

- 2 科学委員会の委員は、我が国内外の湖沼環境及びその管理に関する学識経験者のうちから、科学委員会において推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 科学委員会の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 科学委員会は、湖沼環境及びその管理に関する知識の交流のための調査検討及び情報交換を行うとともに、この財団の事業に関する科学的な事項について調査審議し、助言を行う。
- 5 理事長は、この財団の事業に関する基本的な方針を定めようとするときは、化学的な事項について科学委員会に諮問しなければならない。
- 6 前各号に定めるもののほか、科学委員会に関し必要な事項は、科学委員会で定め、理事会の承認を得る。
- 7 科学委員会の委員には、第21条(第1項のただし書を除く。)の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「科学委員会の委員」と読みかえるものとする。

### (顧問)

第33条 この財団に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、この財団の事業に関する分野について識見を有する者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、理事長の諮問に応じて、この財団の事業の実施に関し助言を行う。
- 5 顧問には、第21条(第1項のただし書を除く。)の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「顧問」と読みかえるものとする。

## 第7章 寄付行為の変更及び解散

### (寄付行為の変更)

第34条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第35条 この財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務

大臣の認可を得て解散することができる。

( 残余財産の処分 )

第36条 この財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て、この財団と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 事務局

( 設置等 )

第37条 この財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 備付けの書類及び帳簿 )

第38条 事務書には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄付行為

(2) 理事、監事、評議員、科学委員会の委員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 補 則

( 委 任 )

第39条 この寄付行為に定めるもののほか、この財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

### 付 則

1 この寄付行為は、この財団の設立許可があった日[昭和62年9月1日]から施行する。

2 この財団の設立当初の役員、評議員及び科学委員会の委員は、第17条第1項及び第2項、第30条第2項並びに第32条第2項の規定にかかわらず別表に掲げるとおりとし、その任期は、役員及び評議員については第19条第1項(第30条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず昭和63年12月31日まで、科学委員会の委員については第32条第3項の規定にかかわらず昭和63年3月31日までとする。

- 3 この財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 この財団の設立初年度の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 62 年 12 月 31 日までとする。

付 則

この寄付行為は主務大臣の認可のあった日[平成元年 7 月 27 日]から施行する。

付 則

- 1 この寄付行為は、寄付行為の変更の認可のあった日[平成 4 年 4 月 1 日]から施行する。
- 2 この財団の平成 4 年度の会計年度は、第 15 条に規定にかかわらず、平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までとする。  
(平成 4 年 4 月 1 日 内閣総理大臣認可 環水管第 30 号・外務大臣認可 認可第 5 号)

付 則

この寄付行為は、主務大臣の認可のあった日から施行する。  
(平成 4 年 12 月 28 日 内閣総理大臣認可 環水管第 170 号・外務大臣認可 認可第 30 号)

付 則

この寄付行為は、寄付行為の変更の許可のあった日[平成 7 年 4 月 1 日]から施行する。

付 則

この寄付行為は、主務大臣の認可のあった日から施行する。  
(平成 7 年 5 月 8 日 内閣総理大臣認可 環水管第 118 号・外務大臣認可 認可第 22 号)